

議案第50号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表第2第35号、第37号、第41号、第43号、第45号及び第47号
中「171, 480円」を「174, 600円」に、「118, 560円」を
「120, 700円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年6月7日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1～34 省略			1～34 省略		
35 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）	建築基準関係規定の適合について の審査の申出を伴う 長期優良住宅建築等計画認定申請 手数料	ア 省略 イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額（ア(イ) a 及び b、イ(イ)並びにウ(イ) a 及び b のただし書の部分を除く。）に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）） (7) (イ)以外のもの <u>174,600円</u> (イ) 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土	35 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）	建築基準関係規定の適合について の審査の申出を伴う 長期優良住宅建築等計画認定申請 手数料	ア 省略 イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額（ア(イ) a 及び b、イ(イ)並びにウ(イ) a 及び b のただし書の部分を除く。）に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）） (7) (イ)以外のもの <u>171,480円</u> (イ) 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土

		交通大臣の認定 を受けたプログ ラム（第３７ 号、第４１号、 第４３号、第 ４５号及び第 ４７号において 「大臣認定プロ グラム」とい う。）により行 われるもの <u>１２０，７００円</u>
３６ 省略		
３７ 長期優 良住宅の普 及の促進に 関する法律 第８条第１ 項の規定に 基づく長期 優良住宅建 築等計画の 変更の認定 の申請に対 する審査 （同法第８ 条第２項に おいて準用 する同法第 ６条第２項 の規定によ る建築基準 法第６条第 １項に規定 する建築基 準関係規定	建築基 準関係 規定の 適合に ついて の審査 の申出 を伴う 長期優 良住宅 建築等 計画変 更認定 申請手 数料	ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の 申出を伴う場合 １件につき前 号金額の欄に定める額（ア(イ) a 及び b、イ(イ)並びにウ(イ) a 及び b のただし書の部分を除く。）に、 第１９号で定めるところにより 算定した金額及び構造計算適合 性判定を行おうとする１の建築 物（建築基準法第２０条第２項の 規定により建築物の部分が別の 建築物とみなされる場合は、当該 建築物の部分）ごとに次の額を加 算して得た額（共同住宅等につい ては、その金額を申請住戸数で除 して得た金額（その金額に１００ 円未満の端数があるときは、これ を切り捨てる。）） (7) (イ)以外のもの <u>１７４，６００円</u> (イ) 構造計算が大 臣認定プログラ ムにより行われ

		交通大臣の認定 を受けたプログ ラム（第３７ 号、第４１号、 第４３号、第 ４５号及び第 ４７号において 「大臣認定プロ グラム」とい う。）により行 われるもの <u>１１８，５６０円</u>
３６ 省略		
３７ 長期優 良住宅の普 及の促進に 関する法律 第８条第１ 項の規定に 基づく長期 優良住宅建 築等計画の 変更の認定 の申請に対 する審査 （同法第８ 条第２項に おいて準用 する同法第 ６条第２項 の規定によ る建築基準 法第６条第 １項に規定 する建築基 準関係規定	建築基 準関係 規定の 適合に ついて の審査 の申出 を伴う 長期優 良住宅 建築等 計画変 更認定 申請手 数料	ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の 申出を伴う場合 １件につき前 号金額の欄に定める額（ア(イ) a 及び b、イ(イ)並びにウ(イ) a 及び b のただし書の部分を除く。）に、 第１９号で定めるところにより 算定した金額及び構造計算適合 性判定を行おうとする１の建築 物（建築基準法第２０条第２項の 規定により建築物の部分が別の 建築物とみなされる場合は、当該 建築物の部分）ごとに次の額を加 算して得た額（共同住宅等につい ては、その金額を申請住戸数で除 して得た金額（その金額に１００ 円未満の端数があるときは、これ を切り捨てる。）） (7) (イ)以外のもの <u>１７１，４８０円</u> (イ) 構造計算が大 臣認定プログラ ムにより行われ

の適合について の審査 の申出を伴 う場合に限 る。)		るもの	<u>120,700円</u>
38～40 省略			
41 都市の 低炭素化の 促進に関す る法律第 53条第 1項の規 定に基づ く低炭素 建築物新 築等計画 の認定の 申請に対 する審査 (同法第 54条第 2項の規 定による 建築基準 法第6条 第1項に 規定する 建築基準 関係規定 の適合に ついての 審査の申 出を伴う 場合に限 る。)	建築基 準関係 規定の 適合に ついて の審査 の申出 を伴う 低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の 申出を伴う場合 1件につき前 号金額の欄に定める額に、第19 号で定めるところにより算定し た金額及び構造計算適合性判定 を行おうとする1の建築物(建築 基準法第20条第2項の規定に より建築物の部分が別の建築物 とみなされる場合は、当該建築物 の部分)ごとに次の額を加算して 得た額 (7) (イ)以外のもの <u>174,600円</u> (イ) 構造計算が大 臣認定プログラ ムにより行われ るもの <u>120,700円</u>	

の適合につ いての審査 の申出を伴 う場合に限 る。)		るもの	<u>118,560円</u>
38～40 省略			
41 都市の 低炭素化の 促進に関す る法律第 53条第 1項の規 定に基づ く低炭素 建築物新 築等計画 の認定の 申請に対 する審査 (同法第 54条第 2項の規 定による 建築基準 法第6条 第1項に 規定する 建築基準 関係規定 の適合に ついての 審査の申 出を伴う 場合に限 る。)	建築基 準関係 規定の 適合に ついて の審査 の申出 を伴う 低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の 申出を伴う場合 1件につき前 号金額の欄に定める額に、第19 号で定めるところにより算定し た金額及び構造計算適合性判定 を行おうとする1の建築物(建築 基準法第20条第2項の規定に より建築物の部分が別の建築物 とみなされる場合は、当該建築物 の部分)ごとに次の額を加算して 得た額 (7) (イ)以外のもの <u>171,480円</u> (イ) 構造計算が大 臣認定プログラ ムにより行われ るもの <u>118,560円</u>	

4 2 省略		
4 3 都市の 低炭素化の 促進に関す る法律第 5 5 条第 1 項の規 定に基づ く低炭素 建築物新 築等計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査(同 条第 2 項 において 準用する 同法第 5 4 条第 2 項 の規定に よる建築 基準法第 6 条第 1 項に規定 する建築 基準関係 規定の適 合につい ての審査 の申出を 伴う場合 に限る。)	建築基 準関係 規定の 適合に ついて の審査 の申出 を伴う 低炭素 建築物 新築等 計画変 更認定 申請手 数料	ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の 申出を伴う場合 1 件につき前 号金額の欄に定める額に、第 1 9 号で定めるところにより算定し た金額及び構造計算適合性判定 を行おうとする 1 の建築物(建築 基準法第 2 0 条第 2 項の規定に より建築物の部分が別の建築物 とみなされる場合は、当該建築物 の部分)ごとに次の額を加算して 得た額 (7) (イ)以外のもの <u>1 7 4, 6 0 0 円</u> (イ) 構造計算が大 臣認定プログラ ムにより行われ るもの <u>1 2 0, 7 0 0 円</u>
4 4 省略		
4 5 建築物	建築基	ア 省略

4 2 省略		
4 3 都市の 低炭素化の 促進に関す る法律第 5 5 条第 1 項の規 定に基づ く低炭素 建築物新 築等計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査(同 条第 2 項 において 準用する 同法第 5 4 条第 2 項 の規定に よる建築 基準法第 6 条第 1 項に規定 する建築 基準関係 規定の適 合につい ての審査 の申出を 伴う場合 に限る。)	建築基 準関係 規定の 適合に ついて の審査 の申出 を伴う 低炭素 建築物 新築等 計画変 更認定 申請手 数料	ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の 申出を伴う場合 1 件につき前 号金額の欄に定める額に、第 1 9 号で定めるところにより算定し た金額及び構造計算適合性判定 を行おうとする 1 の建築物(建築 基準法第 2 0 条第 2 項の規定に より建築物の部分が別の建築物 とみなされる場合は、当該建築物 の部分)ごとに次の額を加算して 得た額 (7) (イ)以外のもの <u>1 7 1, 4 8 0 円</u> (イ) 構造計算が大 臣認定プログラ ムにより行われ るもの <u>1 1 8, 5 6 0 円</u>
4 4 省略		
4 5 建築物	建築基	ア 省略

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）	準関係規定の適合について の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額 (7) (イ)以外のもの <u>174,600円</u> (イ) 構造計算が大 臣認定プログラ ムにより行われ るもの <u>120,700円</u>
--	--	--

46 省略

47 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	建築基準関係規定の適合について の審査の申出を伴う建築物	ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物
---	---------------------------------	---

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）	準関係規定の適合について の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額 (7) (イ)以外のもの <u>171,480円</u> (イ) 構造計算が大 臣認定プログラ ムにより行われ るもの <u>118,560円</u>
--	--	--

46 省略

47 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	建築基準関係規定の適合について の審査の申出を伴う建築物	ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物
---	---------------------------------	---

ギ一消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に 対する審査 (同条第2 項において 準用する同 法第30条 第2項の規 定による建 築基準法第 6条第1項 に規定する 建築基準関 係規定の適 合について の審査の申 出を伴う場 合に限る。)	エネルギー ギ一消費性能 向上計画変更 認定申請手数料	とみなされる場合は、当該建築物 の部分)ごとに次の額を加算して 得た額 (7) (イ)以外のもの (イ) 構造計算が大 臣認定プログラ ムにより行われ るもの
		<u>174,600円</u> <u>120,700円</u>
48～57 省略		

ギ一消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に 対する審査 (同条第2 項において 準用する同 法第30条 第2項の規 定による建 築基準法第 6条第1項 に規定する 建築基準関 係規定の適 合について の審査の申 出を伴う場 合に限る。)	エネルギー ギ一消費性能 向上計画変更 認定申請手数料	とみなされる場合は、当該建築物 の部分)ごとに次の額を加算して 得た額 (7) (イ)以外のもの (イ) 構造計算が大 臣認定プログラ ムにより行われ るもの
		<u>171,480円</u> <u>118,560円</u>
48～57 省略		